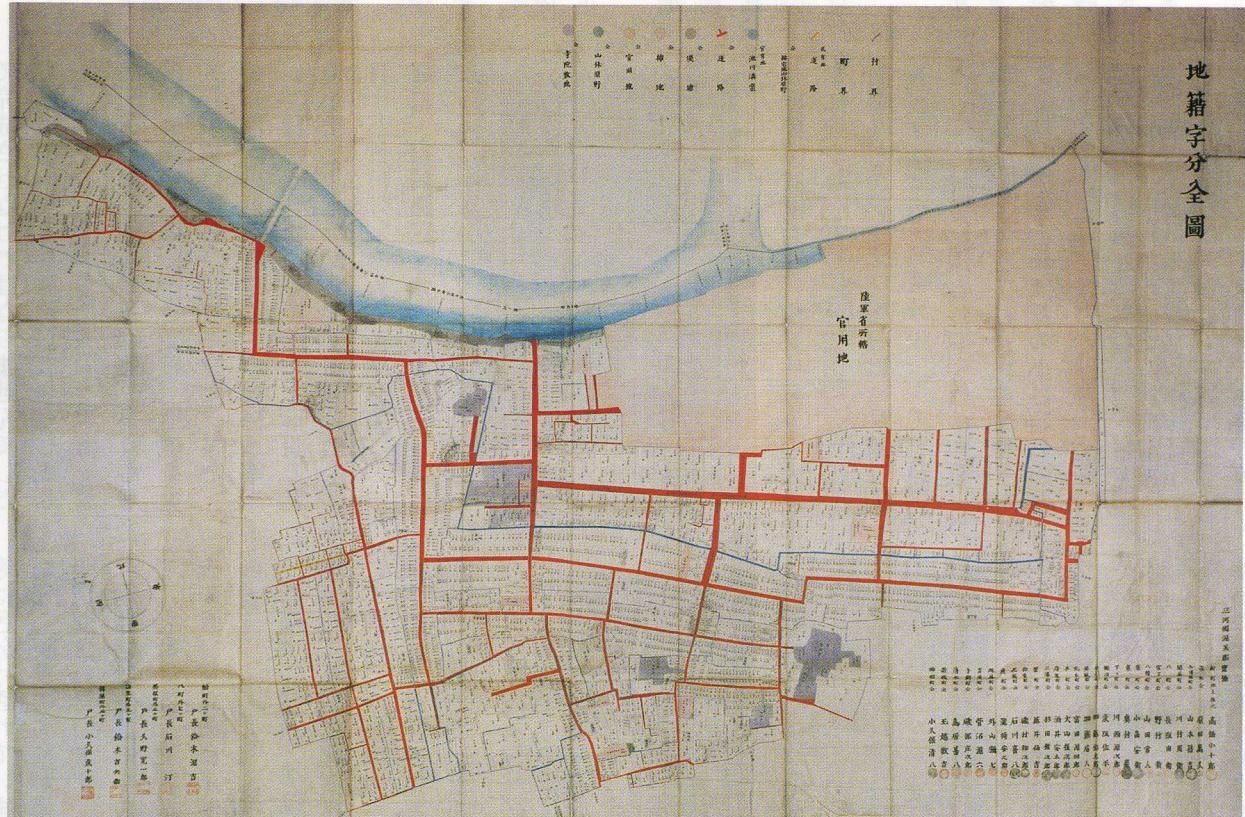


目次

明治時代の地籍図・地籍帳	1	館蔵資料の損傷・劣化	6
表紙写真の解説	2	平成12年度企画展から	7
寄贈資料の紹介 尾張国愛知郡相原村文書	3	夜業に蠟燭支給－県庁文書から－	7
古文書解読講座－入門編－	3	レファレンスコーナー	8
公文書館の仕事－整理－	4	利用案内	8



## 明治時代の地籍図・地籍帳

〔表紙写真の解説〕

## 地籍図・地籍帳



書庫内書架の地籍図原本

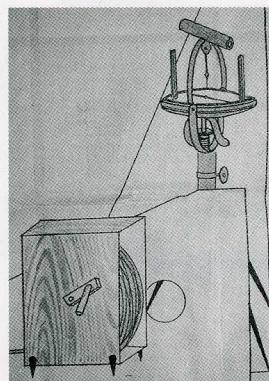
図)・地籍帳は、愛知県が明治十七年三月十七日付け乙第四十四号布達で、県内の郡役所・戸長役場に対し作成を命じたもので、県庁へ提出された正本に当たります。

これは明治十六年内務省達による地籍圖更正に準拠し、「地籍編製心得書」(県布達乙第四十四号別紙)に基づき作成されています。地籍編さんとの目的は、同心得書第一條にあるように、境界を正し、面積未定の土地を測量、地種名称を区分することでした。

測量方法は、斜面や幅員の広狭が甚だしいところは「三斜法」で、そうでないところは「十字法」で行い、土地一筆の面積は、明治十七年一月一日時点の状態で記載することになっています。(実際の年月は郡により異なるものがあります)。

地籍図・地籍帳は明治十八年三月二十五日までに県庁へ提出するよう指示

が出ていましたので、およそ一年ほどで完成させなければなりませんでした。県は郡へ役人を派遣して督励しました。中でも愛知・東加茂・碧海・額田・南設楽・知多の各郡は、早くから競つて測量等の伝習を受け、器械を購入し事業に取りかかりました。また、愛知郡前津小林村では、戸長自ら率先して日夜従事し、わずか二十日間で完成させたといわれます(明治十七年六月十五日付け『繪入名古屋新聞』)。まさに、官民あげての一大事業でした。

当時使用された測量具図  
(森上村地籍図より)

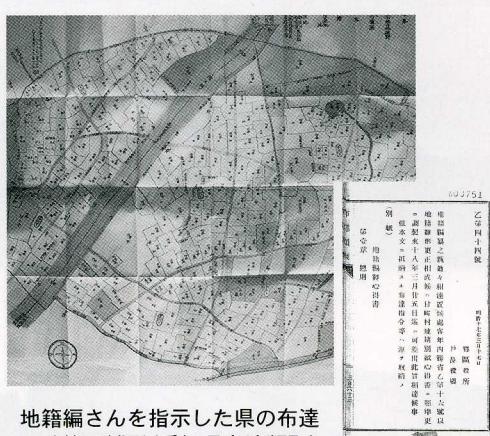
池川、堤、道路、寺院境内、神社敷地等は色分けされています。また、地主総代、戸長の名前が書かれ、それぞれ田・南設楽・知多の各郡は、早くから競つて測量等の伝習を受け、器械を購入し事業に取りかかりました。また、愛知郡前津小林村では、戸長自ら率先して日夜従事し、わずか二十日間で完成させたといわれます(明治十七年六月十五日付け『繪入名古屋新聞』)。まさに、官民あげての一大事業でした。

地籍帳は美濃紙を袋とじにした縦帳で、表紙には「地籍帳」と書かれ、調査年月、村名の表示があります。帳の内容は、小字名、地番、地目、反別(面積)、地価、地種(官有地・民有地の別)等が記載されています。最後に、内容に相違ない旨の地主総代の連印や郡長・戸長の奥書証印があり、愛知県令に宛てています。

印が押されています。

地籍帳は美濃紙を袋とじにした縦帳で、表紙には「地籍帳」と書かれ、調査年月、村名の表示があります。帳の内容は、小字名、地番、地目、反別(面積)、地価、地種(官有地・民有地の別)等が記載されています。最後に、内容に相違ない旨の地主総代の連印や郡長・戸長の奥書証印があり、愛知県令に宛てています。

地籍図は縦九寸、横五寸五分の大きさに畳まれ、表紙には「地籍字分全図」と書かれています。縮尺は「曲尺一間五厘ノ法」(千二百分の一)で、原則として一村が全図として一枚の和紙に描かれています。広げた大きさは、村により一辺四十cmほどの小さいものから一辺七mを超える大きなものまで様々です。切図とは異なり、一村全域を見ることが出来るのが本図の特徴です。絵図面には、村界、字界、字名、



地籍編さんを指示した県の布達と地籍図雑形(愛知県布達類聚)

本資料は永く本府舎書庫において、公文書として大切に保管されてきました。昭和二十年八月二十三日には「特別永年保存図書」として、官報・公報等と共に額田郡岩津町にあつた蚕業試験場岩津支場へ疎開もしました。その後、本府舎文書課書庫へ戻され、昭和

地籍図・地籍帳郡別所蔵数		
郡区名	地籍図(枚)	地籍帳(冊)
名古屋区	1 3	2 0
愛 知	1 1 2	1 4 2
東春日井	1 1 7	1 3 7
西春日井	8 3	1 0 5
丹 羽	1 0 4	1 1 5
葉 栗	4 1	4 4
中 島	1 4 9	2 4 4
海 東	1 4 0	1 6 8
海 西	9 6	1 0 6
知 多	1 1 0	1 4 8
碧 海	1 6 3	1 7 8
幡 豆	1 4 6	1 4 5
額 田	1 7 8	1 8 6
西 加 茂	1 4 9	1 4 6
東 加 茂	1 7 2	1 6 8
北 設 楽	1 0 5	5 5
南 設 楽	7 7	6 0
宝 飯	9 8	1 1 4
渥 美	8 0	8 7
八 名	6 5	5 6
計	2, 198	2, 424

五十三、五十四年に総務部文書課から愛知県文化会館へ移管されましたが、昭和六十一年の愛知県公文書館設置あたり、歴史資料として本館が所蔵することになりました。

地籍図は、戦後の開発等で環境が大きく変化した地区でも、この資料を見れば過去の状況が良く分かりますので、地域の歴史を調べるうえでも多くの方々に活用していただきたいものです。

## 尾張国愛知郡相原村文書 寄贈資料の紹介



置かれた庄屋のことと、村全体を統括する庄屋は、「惣庄屋」と呼ばれました。

文書群の内容は、量的には宗門送りや金子借用証文が多くを占めています。宗門送りからは婚姻が行われた地理的範囲の一端が、金子借用証文からは地頭（給人）の先納金や年貢納入に難渋する村の様子がうかがえます。また、大きな村方騒動に発展しそうになつた庄屋の不正事件に関する一連の文書や、日照りや凶作により地頭からご用捨米や下され米があつたことを示す文書など、興味深いものも含まれています。

これらの文書は、わずかではありますか、江戸時代の尾張地方の村に生きた人々の生活を現代に伝える貴重な史料です。

江戸から明治時代に至る尾張国愛知郡相原村の地方（じかた）文書で、計百六十六点あります。

相原村は、現在の名古屋市緑区鳴海町内にあつた村で、当時はちょうど鳴海村に囲まれるように位置していまし。江戸時代には尾張藩領であり、村高はおよそ六百三十二石ありました。村の大部分は藩士の給地で、『尾張徇行記』等によれば、江戸時代後期には藩直轄の蔵入地と八人の給人による相給村となっていました。

本文書は、同村を支配していた給人の一人、尾崎氏の組庄屋家の文書であることが同文書の内容から分かります。「組庄屋」とは、各尾張藩士の給地に

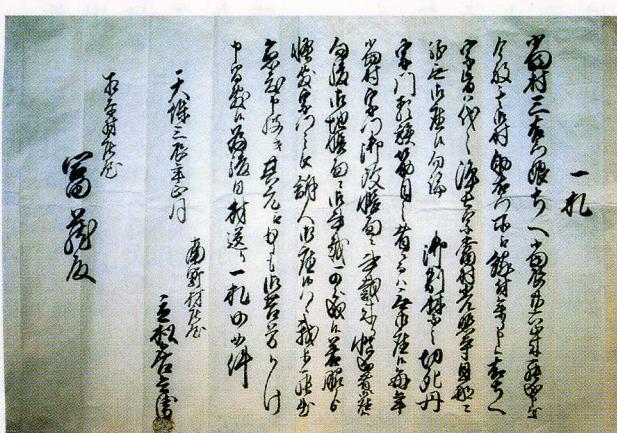
ここに紹介した愛知郡相原村文書は、現在、本館にて閲覧できます。  
目録で検索のうえ、受付に請求してください。

## 古文書解説講座

### 入門編

江戸時代や明治時代の多くの文書はくずし字で、しかもなじみのない文体で書かれています。一見すると何が書いてあるのかさっぱり分かりませんが、コツさえつかめば意外と簡単に読めるものです。証文類は決まり文句が多いので、様式や用語さえ覚えてしまえば後は数をこなすだけです。

上に紹介した愛知郡相原村の文書の中から、村送り一札（左図版）を例にして読んでみましょう。この文書は、近世の村方文書においては、ごく普通に見られるものです。



天保三年正月 立松善兵衛（印）  
相原村庄屋 南野村庄屋  
富蔵殿

これは、南野村娘ちへが相原村助右衛門の所へ嫁入りするのに際し、南野村の宗門人別帳から籍を抜き、移動先である相原村の帳面に書き載せるよう送籍の文書です。一般的に村送り状には、送籍の理由、檀那寺の明示とキリシタン及びその一族、子孫ではないことの証明等が書かれています。

当時の文書を直接読めるようになれば、歴史を自ら検証したり、構築したりすることが可能となり、活字を読むのとは違った楽しみが生まれるでしょう。

〔解説文〕

当村三右衛門娘ちへ、当辰廿六年（まかりなり）歳罷成申処、今般、其御村助右衛門所江（えんづき）縁付参り申候、右ちへ宗旨ハ代々淨土宗當御座（一候）、毎年当村宗門御改帳面ニ書載來り、慥成者（たしかなるもの）ニ御座候、向後御地帳面ニ御書載可レ被レ成候、若脇より怪敷宗門之由訴人御座候ハ、我等罷出急度申披キ、其元江少しも御苦勞かけ申間敷候、為後日一村送り一札仍如レ件

申処、今般、其御村助右衛門所江（えんづき）縁付参り申候、右ちへ宗旨ハ代々淨土宗當御座（一候）、毎年当村宗門御改帳面ニ書載來り、慥成者（たしかなるもの）ニ御座候、向後御地帳面ニ御書載可レ被レ成候、若脇より怪敷宗門之由訴人御座候ハ、我等罷出急度申披キ、其元江少しも御苦勞かけ申間敷候、為後日一村送り一札仍如レ件

## 公文書館の仕事

（資料の整理）



収集した公文書の仮配架風景

### ● 公文書

本館では、歴史的価値のある県の公文書、行政刊行物、古文書・私文書などを所蔵しています。収集した資料は、管理や利用のために必要な整理をします。ここでは、その整理方法をを中心に紹介します。

### くん蒸

保存の期間が二十年を経過した永年保存文書と、歴史的価値あるものとして廃棄決定文書の中から選別した有期限保存文書（「歴史的文書」）は、本庁・地方機関・各種行政委員会から段ボール箱に詰めて収集してきます。収集した公文書は、公文書館書庫に入れ前に段ボール箱のまま、殺虫、殺菌のため外部でくん蒸します。



公文書の整理（件名目次の作成）

### 簿冊カードの作成

仮配架後、利用に供されるまでに必要な整理を行います。まず最初に、簿冊目録を作成するため、簿冊カードを作成します。公文書は普通、簿冊に編集して保存されていますので、検索の手段として、簿冊に関する各データ（簿冊名、完結年度、編冊期間、作成部課室、現在の担当部課室など）が必要になります。それらの情報をカードに記録していきます。これは、後で入力用データシートとして使われます。

### 登録番号の付与、ラベルの貼付

協議を終えた公文書は、県組織の建制順に登録番号（請求番号）を与え、番号ラベルや、利用制限を識別するシールを貼付していきます。

これまで、保存のために製本していませんでしたが、現在は資料の原形を変えないよう、なるべく作成当時のままの形で保存することに努めています。ただし、資料の劣化を来すようなクリップや輪ゴムなどは取り除きます。

資料の管理や検索に必要な項目（表題、編著者名、発行機関名、作成年月日、規格など）や分類番号（日本十進分類法）を目録に記入します。従前は、日本目録規則によるカードを作成していましたが、現在は、直接パソコンに入力し、冊子式目録を打ち出していま

### 仮配架

くん蒸が終わった公文書は、整理作業等のため、書庫内において目録記載順に仮配架しておきます。配架の方法は、永年保存文書と歴史的文書に分け、収集先（本庁・地方機関・各行政委員会）ごと、収集年度ごとに区分しています。この状態で将来の一般利用に備え、保管します。

### 件名目次の作成

簿冊に綴じられている決裁文書の一冊ごとに索引番号を与える。宛名又は差出名、件名（文書の題名）、施行年月日等を記した件名目次を作成します。この目次は簿冊の最初に綴じ込み、また、同目次のコピーから件名目録を作成します。

### 利用の協議

公文書は、原則として事業の完結後三十年が経過したものが利用の対象になります。しかし、中には利用に供することが不適切なもの、たとえば、個人若しくは団体の権利利益を害するおそれのあるもの等があります。本館では、利用にあたって当該文書の担当課と協議を行い、利用の可否を決めていきます。

なお、この時、利用制限があるとされた公文書については、一定期間経過後、再度協議することになっています。

### 登録番号の付与、ラベルの貼付

登録番号順に書庫に配架して、一般的の利用に供します。

● 刊行物

県で作成又は取得した広報資料・調査統計資料・報告書などの行政刊行物は、規程に基づき公文書館に送付されます。その他、参考資料として必要な刊行物については寄贈を受けたり、購入したりして収集しています。刊行物は、隨時整理し利用に供します。

### 配架

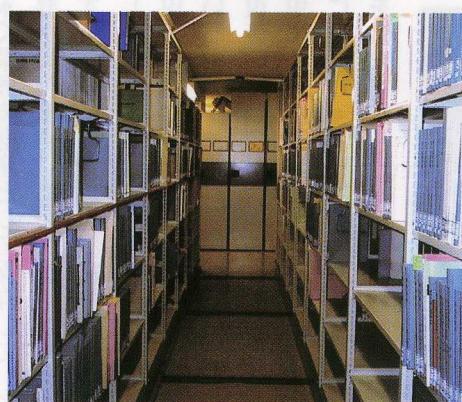


書庫内の公文書書架

**登録番号の付与、ラベルの貼付、蔵書印の押印など必要な装備を施します。**

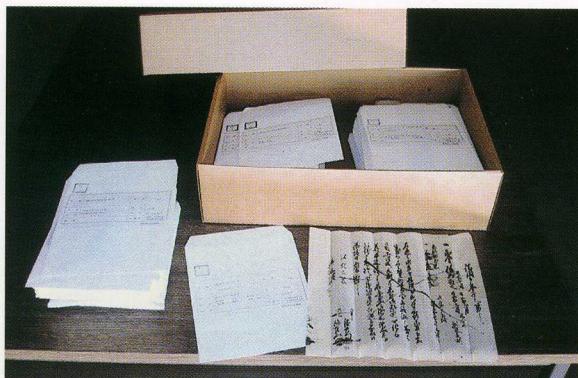
### 配架

全ての整理が完了すると、日本十進分類順に書庫又は閲覧室の書架に配架します。



書庫内の行政刊行物書架

**古文書・私文書**  
寄贈又は寄託の方法により、主に愛知県地域に関係する歴史的価値あるものを受け入れています。  
史料は出所（家）ごとに整理を行い、文書一点ごとに表題、年月日、差出人、受取人、形態等をパソコンに入力し、目録を作成していきます。その際、出所によって形成された元々の秩序や文

中性紙の封筒・箱に入れ保存される  
整理済みの古文書

書の原形を崩さないようにします。整理の過程でどうしても崩さなければならぬ時は、後で必ず元の状態に復元しておきます。また、折り畳んであつたものが広げられたまになつていており、包紙や付箋が外れていたりしているものは、調査して出来る限り本来の姿に戻すよう努めます。

文書は、一点ずつ中性紙の封筒に入れ保存します。封筒には、請求記号（登録番号）や表題等を鉛筆で記入しておきます。古文書自体には、ラベルを貼つたり、蔵書印を押したりすることは一切しません。整理済み文書は中性紙の箱に収納し、出所ごとに古文書書庫へ配架します。

最後に登録番号が与えられた本目録を完成させます。

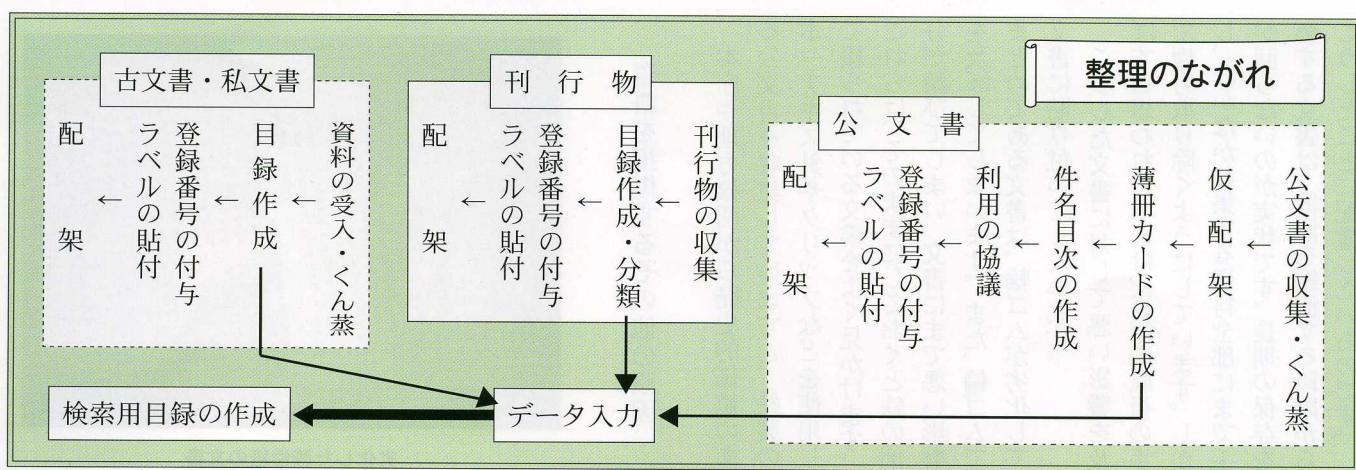


パソコンによる所蔵資料のデータ入力風景

本館では開館以来、資料の検索手段として各種のカード式目録を作成していました。カードでの検索は便利な面もありますが、最近の情報化の進展は、公文書館においても避けて通ることの出来ない問題です。整理作業の合理化や資料の管理、検索の利便性を考え、現在、パソコンによる資料のデータ入力を進めているところです。

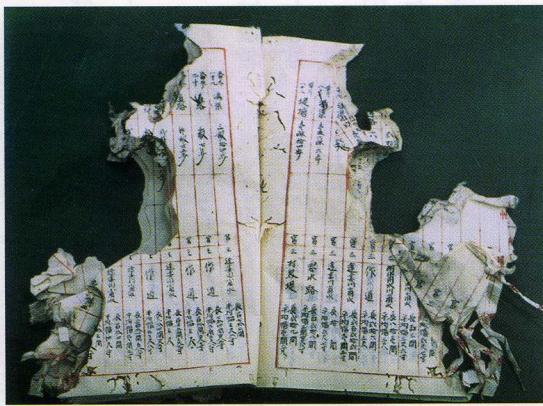
平成十一年度分からは、パソコン入力データから打ち出した各種の冊子式目録を作成しています。開館以来のカードについても今後、順次入力していく予定です。将来的には、全ての所蔵資料をデータベース化し、インターネットで検索出来るようになります。

### 整理のながれ



## 館蔵資料の損傷・劣化

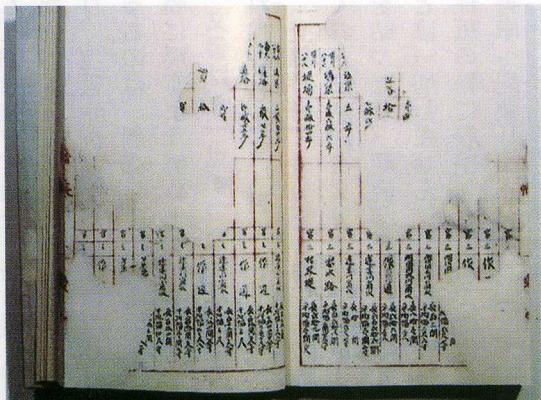
### 虫害等による資料の損傷



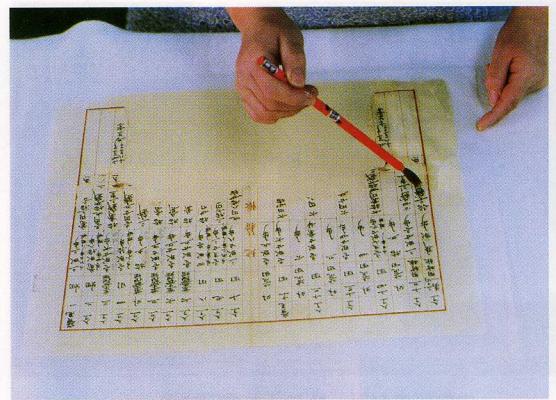
① 修復前の虫損資料

歴史的価値のある文書として選別し、収集した公文書や職務上作成、取得した広報資料、調査統計資料、報告書等の刊行物など当館で収集した資料は、永く県民の財産として保存していく必要があります。このため、虫害を防止するためくん蒸を実施しています。

しかし、古い文書などの中には、既に虫損等により、ひどく傷んでしまっているものがあります。資料の簡易な修復等については館内で実施しますが、虫損の甚だしいもの等については外部に委託し、資料に裏打ち等を施し補修をします。



③ 修復後の虫損資料



② 修復作業（裏打ち）

酸性紙を使つた公文書等の劣化問題は、公文書館にとつて大きな問題です。特に紙質の悪かつた昭和二十年代のものは、傷みがひどく、触るとボロボロと崩れてしまい、修復どころか触れることすらできない状態で、保存に苦慮しています。ここまで傷んでしまうと手の施しようがありません。とにかく、これ以上傷まないように祈りながら、保存状況に気を配り、新たな技術が開発されるまで、じつと待つしかありません。こうなる前に、原本の滅失に備え、マイクロフィルム化・デジタル化を行い、情報だけでも保存していく必要があります。

酸性紙の劣化抑制対策として、酸性紙を中心とする大量脱酸処理法の開発が進んでいます。当館でもメーカーの協力を仰ぎ、実験的に行ってみました。結果としては、多少用紙は黄ばみますが、大きな効果が見られました。ただし、この方法では、用紙の延命効果は期待できますが、傷んでしまったものを修復することはできません。また、費用が高価なことも問題のひとつですが、それ以上に、各種の紙質で試した結果、化学反応により青色の退色が見られ、青色のカーボンで書かれた文字は完全に消えてしまっていました。このため、紙質や筆記用具が均一でない公文書への導入には、踏み込みにくい点があります。

## 酸性紙使用による資料の劣化

### 酸性紙使用による資料の劣化

本庁や地方機関から歴史的価値のある公文書を収集していますと、鉄製のホッチキス針やクリップなどを使用して綴られている文書をよく見かけます。これらは、そのままにしておくと鉄の部分が錆びてしまい、文書にまで悪い影響を及ぼしてしまいます。また、輪ゴムでまとめてある文書は、輪ゴムが劣化して文書に貼り付いてしまいます。

こうした文書に対して悪い影響を及ぼすと思われるものは、当館の職員の手で極力取り除くようしています。しかし、なかなか収集する資料全部にまで手が回らないのが実状です。長期の保存を要する文書は、簿冊を編冊する段階からこうしたことに配慮したいものです。



劣化した酸性紙の文書

## 平成十二年度企画展から

「明治後期から昭和前期にかけての  
愛知の初等・中等教育」



企画展開催風景

本館では所蔵資料や本県の歴史に対する理解を深めていたため、毎年企画展を開催しています。

本年度は平成十二年八月一日から九月二十九日まで、本館展示室において「明治後期から昭和前期にかけての愛知の初等・中等教育」をテーマに開催しました。ここで、そのあらましを紹介します。

二十世紀の本県歴史を振り返るため、主に同世紀前半における学校教育のみを関係資料の展示でたどりました。

展示内容は、「愛知県教育行政のあゆみ」「初等教育」「中等教育」「戦時下の教育」「戦前の教育関係団体」の各小テーマで構成し、当時の公文書・記録類のほか、親しみやすいように戦前の教科書・卒業証書等の資料を展示し、写真パネルを多用するなどして、分かりやすい解説に努めました。

今回の企画展で特に注目されたのは、愛知県図書館から本館へ移管された戦前の「愛知県小学校長会文書」や「愛知県教育会文書」など、当時の教育行政と関係が深かった教育関係団体の文書です。県教育委員会で現在、編さん刊行中の『愛知県教育史』にも使われていらない新発見の資料が多くあり、今回回の展示で初めて一般公開しました。

本県の教育史を究明する上で貴重な史料群といえます。

一般の方々からは、「昔の思いがけない資料が残っているのに驚いた」「戦前の教育について理解が深まった」「もう一度来てゆっくり見たい」となどの感想が寄せられ、見学された方の反応は大変好評でした。戦前の教育を受けられた方は懐かしい思いで、戦後生まれの方は今とは大きく異なる教育に興味を持つて見ていただけたようですね。

## 夜業に蠟燭支給

— 県庁文書から —

案  
出張巡回先ニ於テ事務取調ノ為メ要スル蠟燭ハ現品又ハ代金ヲ以テ下渡来候處二十二年度ヨリ之ヲ廃止ス

明治二十二年三月 日 知 事

古い県庁文書に目を通していくと、思いがけない記録がでてきて、目から鱗が落ちる思いをすることがあります。

明治二十二年（一八八九）会計課主計係『決議留』のなかに「旅行中夜業用蠟燭官費支給廃止ノ件」と題した、同年三月十八日付けの起案がありました。簡潔達意の伺い文で、いまから百十二年前まで、出張巡回先での事務取り調べのために、蠟燭が現品又は代金で下げ渡されてきていたことを伝えていました。その全文を紹介してみましょう。

この伺いには会計課長、第二部長及び知事の決裁印が捺されていて、三月二十七日から夜業用蠟燭の官費支給が廃止されました。ランプの普及と新たな電灯の需要予測にもとづく措置だったのではないかというふうか。

すでに明治十九年十月、名古屋で最初の電灯（白熱灯）が公開され、二十二年十二月には名古屋電燈会社が営業を開始します。開業時に名古屋市内で電灯をつけたのは四十一町、約四百戸。送電は日没から三時間で「三時間灯」と呼ばれていましたが、翌年には「終夜灯」となり、電灯需要が順調に伸びています。（田中 煉）

「教育」という少しかたないテーマでしたが、テレビや新聞にも紹介され、公文書館及び所蔵資料への関心が一層高まつた展示だったと思います。

二十世紀の本県歴史を振り返るため、主に同世紀前半における学校教育の歩みを関係資料の展示でたどりました。

